一般社団法人Herbal season yoga 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Herbal season yoga と称する。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。
 - 2 当法人は、理事の過半数の決定によって、従たる事務所を設置することができる。 これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

- 第3条 当法人は、ヨガ等の持続可能な運動及び健康サポート等の普及・推進を通じて、 心身ともに健康で豊かなライフスタイルに寄与することを目的とし、その目的に 資するため、次の事業を行う。
 - 1. ヨガ、エクササイズ、ハーブ、ハーブテント、よもぎ蒸し、健康管理等に関する普及・啓蒙活動及びコンサルティング
 - 2. ヨガ、エクササイズ、ハーブ、ハーブテント、よもぎ蒸し、健康管理等に関する知識・技術の指導・教育及びインストラクターの育成、養成、認定並びにインストラクターの派遣
 - 3. ヨガ、エクササイズ、ハーブ、ハーブテント、よもぎ蒸し、健康管理等に関する講座、研修、セミナー、講演会、イベント等の企画、運営、開催及び管理の 請負
 - 4. ヨガ、エクササイズ、ハーブ、ハーブテント、よもぎ蒸し、健康管理等に関するスタジオ開設等の起業支援及びコンサルティング並びに顧客の仲介、業務の斡旋
 - 5. ヨガ、エクササイズ、ハーブ、ハーブテント、よもぎ蒸し、健康管理等に関連 する商品、書籍その他物品等の企画、開発、製造、販売及び斡旋並びに出版
 - 6. ハーブ、サプリメント及び健康維持・健康補助関連食品の企画、開発、販売及 び輸出入
 - 7. インターネット及び各種メディアを利用した各種情報提供サービス
 - 8. 内外の関係諸団体との連絡及び提携並びに総合ポータルサイトの運営
 - 9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法 により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

- 第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会(以下、この定款において「総会」という。)において推薦された者

(入会)

- 第6条 正会員又は賛助会員として入会しようする者は、理事長が別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。
 - 2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。

(経費等の負担、入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
 - 2 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
 - 4 すでに納入した入会金、会費その他拠出金は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会 することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を 除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければ ならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 1年以上会費等を滞納したとき。
 - (3) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
 - (4) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
 - (5) 反社会的勢力と認められたとき又は反社会的勢力と関与が認められたとき。
 - (6) 除名されたとき。
 - (7) 総正会員の同意があったとき。

(正会員名簿)

第11条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した正会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

- 第12条 当法人の総会は、全ての正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事の選任又は解任
 - (4) 理事の報酬等の額
 - (5) 計算書類等の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。
 - 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することがで きる。
 - 3 総会の招集通知は、会日より5日前までに、各正会員に対して書面により発する。 ただし、正会員の承諾を得て、電磁的方法により招集通知を発することができる。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会に おいて議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、正会員飯田奈々 の議決権は2個とする。

(決議の方法)

- 第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 一般法人法第49条第2項の特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
 - 2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(総会規則)

第20条 総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に、理事3名以上を置く。

(選任等)

第22条 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるとき は、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び代表理事の職務権限)

- 第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
 - 2 当法人に理事を2名以上置く場合には、理事の互選により代表理事1名を定め、 代表理事をもって理事長とし、必要に応じて副理事長1名、専務理事、常務理事各 若干名を選定することができる。
 - 3 当法人の理事が1名のときは、その理事を代表理事とし、理事長とする。
 - 4 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の 任期の残存期間と同一とする。
 - 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益 は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における 当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、一般法人法第113条第1項の規定により、理事の一般法人法第11 1条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特 別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額 を限度として、免除することができる。

第5章 名誉会長、相談役及び顧問

(名誉会長、相談役及び顧問)

- 第29条 当法人に、名誉会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。
 - 2 名誉会長、相談役及び顧問は、理事の推薦に基づき、理事の過半数の決定において任期を定めた上で選任する。解任する場合も、理事の過半数の決定によるものとする。
 - 3 名誉会長、相談役及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
 - 4 名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 5 前項の規定に関わらず、相談役及び顧問には、報酬を支給することができる。この場合において、その報酬額の決定は、理事の過半数の決定によるものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出 を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第31条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事長が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第33条 基金の返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理 事長が決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第34条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理 事長が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も 同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え 置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又 は支出することができる。
 - 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を 作成し、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及 び第3号の書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び正会員名簿 を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分 の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は 国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

- 第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及び重要な職員の任免は、理事長が理事の過半数の承認を得て行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年9月30日までと する。

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 飯田 奈々設立時理事 中西 まさ子

設立時理事 川口 知子 設立時代表理事 飯田 奈々

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

滋賀県栗東市下戸山1602番地1

飯田 奈々

滋賀県栗東市下戸山1602番地1

飯田 英敏

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人Herbal season yogaの設立のため、設立時社員 飯田 奈々及び同 飯田 英敏の定款作成代理人行政書士 中島 巧次は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年10月11日

設立時社員 飯田 奈々 設立時社員 飯田 英敏

定款作成代理人 滋賀県大津市赤尾町4番24号 行政書士 中島 巧次 登録番号 08251625